

川崎市児童虐待死亡事例検証報告書（要旨）

1 事件概要

平成23年4月、B市在住2歳の男児が心肺停止状態で救急搬送、後日死亡し、実母が傷害容疑で逮捕された。

本世帯へは本児出生直後から保健福祉センターが支援をしており、その経過で実母による虐待が判明。平成21年5月、保健福祉センターは児童相談所に虐待通告。

平成21年7月、実母による深刻な虐待があり、児童相談所は本児の乳児院入所措置を決定、その後、平成22年10月に乳児院入所措置解除、本児は家庭引取りとなっていた。

平成23年2月に本世帯は本市からB市へ転居し、児童相談所はケース移管、閉止としていた。

2 本市の関係機関

保健福祉センター（保健福祉サービス課）、児童相談所

3 検証で確認された主な課題

本件について、6回の検証及びヒアリングから確認された課題。

（1）保健福祉センター

組織体制について

（2）児童相談所

組織的対応・アセスメント、組織体制、ケース記録、関係機関との連携について

（3）関係機関との連携

4 再発防止に向けた提言

（1）児童虐待に係る全市的なコンセプトの策定

児童虐待対応についての全市的な方針・コンセプトを示し、子どもに関わる全ての行政機関、職員がそれに基づいて行動するべきである。

（2）児童虐待対応に係る組織体制強化

児童相談所、保健福祉センターとも、「子どもの安全最優先」の基本姿勢の徹底、組織的対応の徹底・組織体制整備を進めていくべきである。

（3）保護者への対応

保護者への対応を適切に行うため、定期的に専門家の客観的意見を求め、複数機関で情報共有、対応を図るべきである。

（4）関係機関の連携強化

要保護児童対策地域協議会の活用強化を進めていくべきである。

医療機関等との関係性構築をさらに進めていくべきである。

転居時のケース移管について全般的に改善を図るべきである。

（5）総括

本件とこれまでの死亡事例の教訓を活かし、児童相談所や保健福祉センターにおける専門性の確保や人材育成体制の整備に加え、児童相談所、各区役所保健福祉センター、こども支援室を含む児童行政の体制整備をさらに進めていく必要がある。